

## 令和2年度（2020年度）茨城県自治医科大学卒業医師Uターン等促進奨励金交付要項

### （趣旨）

第1条 知事は、政策医療を確保するという観点から選定した、特に早急な対応が必要な「最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科（以下「対象病院」という。）」の医師を確保するため、義務年限を終了した自治医科大学卒業医師等が、県の協力要請に基づき県外から転入し、県職員として採用され、対象病院の医師として勤務しようとする場合に、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、その奨励金の交付に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### （交付対象）

第2条 この奨励金の交付対象となる医師は、次の（1）から（3）までに掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）別表1の対象病院に常勤（1日8時間程度勤務し、1週間で32時間以上かつ週4日以上勤務することをいう。）かつ3年以上勤務しようとする医師で、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 自治医科大学を卒業した医師（茨城県が実施する第1次試験を受験し同大学に入学した者に限る。）のうち自治医科大学医学部修学資金貸与規程（昭和47年4月1日制定）第7条第1項の規定により修学資金の返還の債務を免除された者

イ 茨城県医師修学資金貸与条例（平成18年茨城県条例第47号）に基づく修学資金の貸与を受けた医師のうち同条例第14条第1項の規定により修学資金の返還の債務を免除された者

ウ その他知事が適当と認める者

（2）県内での勤務開始予定日が、県外からの転入予定日又は県外から転入した日から3月以内であること。

（3）知事が、県職員採用の内定を通知した者であること。

### （交付額）

第3条 奨励金の交付額は、50万円を限度とする。

### （申請等の方法）

第4条 この奨励金の交付にあたり、申請等は電子申請・届出システムにより行うことを原則とするが、紙による申請を行うことも認めることとする。また、各種申請等に必要な書類は、別表2のとおりとする。

### （交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書（様式第1号）を、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

### （交付決定の通知）

第6条 奨励金の交付決定の通知は、奨励金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

### （申請の取下げ期間）

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の奨励金交付決定通知書の送付を受けた日から5日以内とする。

(奨励金の請求)

第8条 第6条の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに奨励金請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第9条 知事は、前条の規定により奨励金の請求があったときは、速やかに交付決定者に対し、奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 知事は、交付決定者が偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けた場合は、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

医療圏	医療機関名	診療科
鹿行	神栖済生会病院	整形外科
取手・竜ヶ崎	JAとりで総合医療センター	小児科

別表第2（第4条関係）

内容	必要書類	電子申請の場合	紙申請の場合
交付申請	交付申請書（様式第1号）	不要	要
	誓約書（様式第1号別紙1）	不要	要
	県外から転入したことを証明する書類	要	要
請求	請求書（様式第3号）	不要	要